

環境施策の体系

環境みらい像

環境への取組み

地球の
みらいを
太田から

地球環境の保全

地球温暖化を防止し、省エネを図るまち

温室効果ガス排出抑制

省エネルギー化の推進

新エネルギーの導入

循環型社会の構築

ごみの減量とリサイクルを進めるまち

ごみ減量

リサイクルの推進

みどりの保全と創造

自然と人が共生するまち

みどりの保全と創造

環境美化・環境保全活動の推進

生活環境の保全

環境教育・学習の推進

環境の大切さを学ぶまち

環境教育・学習の推進

環境団体の育成

達成目標

具体的な行動

(市民・事業者・行政)

(CO₂ 排出量 14.3% 減)

平成 16 年：224 万 t → 平成 28 年：192 万 t (約 32 万 t 減)

(省エネ率 12.6%)

市民 (家電製品などの待機電力もこまめにきり、節電します)
事業者 (節電などすぐにできる省エネ運動に取り組めます)
行政 (省エネ活動の啓発や普及を支援し、市民へ情報を随時発信します) 他
……………P25

(太陽光発電利用の促進)

4,000kWh/軒 × 150 軒 / 年 = 600,000kWh/年

(天然ガス利用の促進)

平成 16 年：2,700 万 m³ → 平成 28 年：1 億 m³

市民 (太陽光発電などの新エネルギーを活用していきます)
事業者 (新エネルギーの有用性について理解を深め、活用や導入に努めます)
行政 (率先して公共施設に新エネルギーを導入します) 他
……………P27

市民 (住まいの新築や改築時には新エネルギーの活用や導入に努めます)
事業者 (ハイブリッドや天然ガス自動車などのクリーンエネルギー自動車を利用します)
行政 (公共施設や自動車などに天然ガス利用を促進します) 他
……………P27

(家庭系ごみ減量 22%)

平成 16 年：59,383t → 平成 28 年：46,535t

市民 (プラスチック系ごみは、可燃ごみに絶対混ぜません)
事業者 (過剰包装をしないように努めます)
行政 (ごみ減量への啓発活動を展開します) 他
……………P31

(リサイクル率 27%)

平成 16 年：12.4% → 平成 28 年：27%

市民 (ごみ出しルールに基づいた適正な分別方法を守ります)
事業者 (資源ごみは店頭回収します)
行政 (リサイクル活動への啓発活動を展開します) 他
……………P33

(市民 1 人あたりの公園面積の拡充)

平成 18 年：13.0 m² → 平成 23 年：14.0 m²

市民 (市や地域で行う緑化運動に協力します)
事業者 (敷地内、屋上など周辺の緑化に努めます)
行政 (計画的なみどりのネットワークを構築します) 他
……………P37

(新田地域湧水池保全整備の促進)

湧水調査を実施し保全整備を図る

市民 (湧水は市の貴重な財産と考えます)
事業者 (地下水の汲み上げを抑制します)
行政 (湧水調査を実施し、保全整備を行います) 他
……………P37

(自然環境実態調査の実施)

監視や調査の継続

市民 (体験型学習の機会へ積極的に参加します)
事業者 (休耕地を利用した体験農業の場を提供します)
行政 (監視や調査を実施します) 他
……………P37

(ポイ捨て防止活動の推進)

重点地区：16 地区

市民 (地域の美化運動に積極的に協力します)
事業者 (法律に基づき廃棄物を適正に処理します)
行政 (クリーン作戦を継続し、ポイ捨てをしない環境をつくります) 他
……………P39

(環境基準の達成を図る)

大気・水質・騒音・振動などの環境基準 (規制基準) 達成

市民 (家庭ごみなどの野焼きはしません)
事業者 (法令や条例などに基づく規制を遵守します)
行政 (経年的な監視や調査を行い、
情報公開及び改善策を立てていきます) 他
……………P40・41

ISO 活動の推進

(こどもエコクラブの拡大)

P44・45

(環境ネットワークの構築)

P46・47

成果の検証と改善

着実に成果を
あげているまち

環境マネジメントシステムの構築

進捗管理体制

P50・51

P52・53